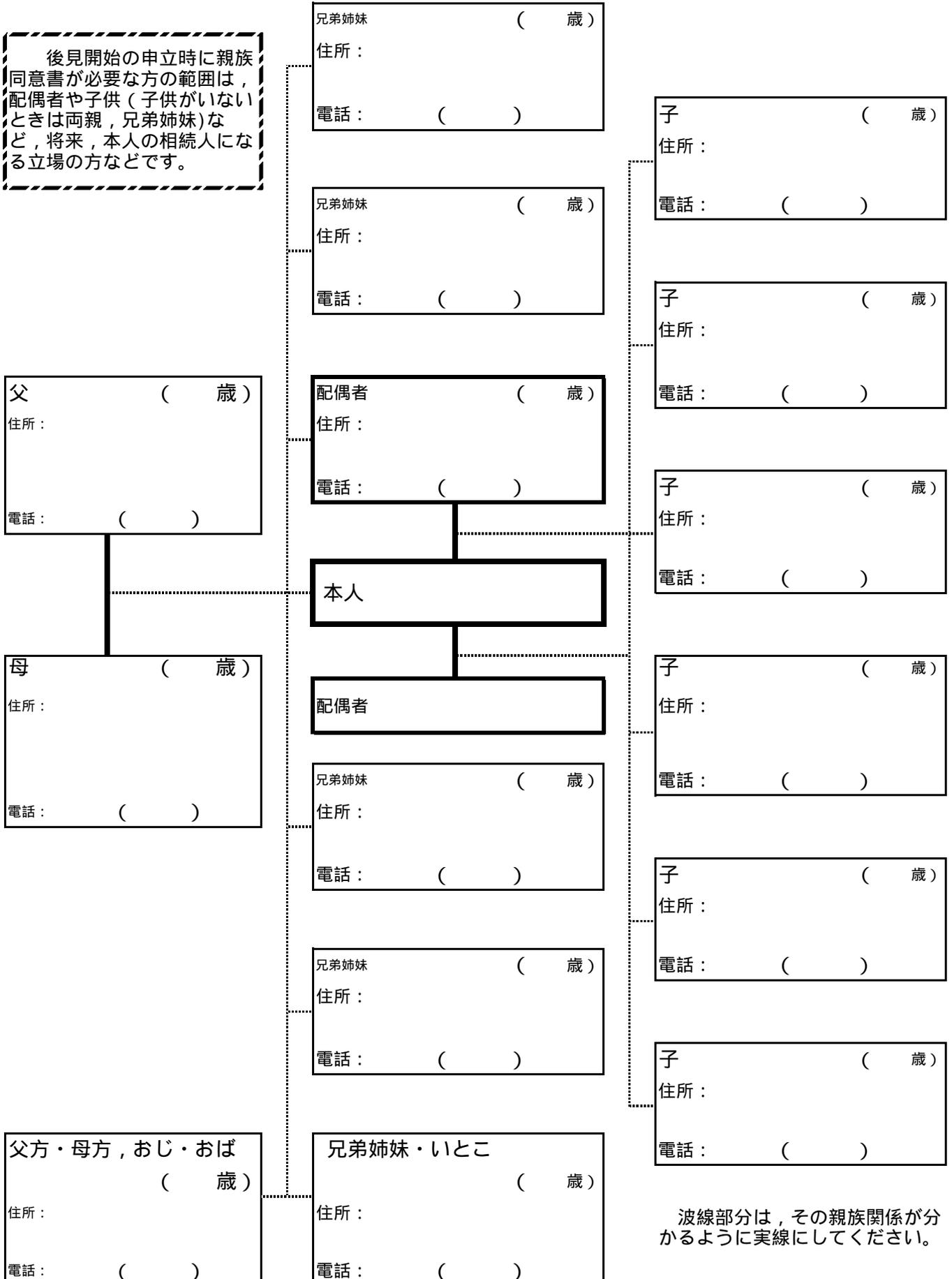


【 親 族 関 係 図 】

後見開始の申立時に親族同意書が必要な方の範囲は、配偶者や子供（子供がいないときは両親，兄弟姉妹）など，将来，本人の相続人になる立場の方などです。



波線部分は，その親族関係が分かるように実線にしてください。

孫 (歳) 住所 : 電話 : ()	孫 (歳) 住所 : 電話 : ()
孫 (歳) 住所 : 電話 : ()	孫 (歳) 住所 : 電話 : ()
孫 (歳) 住所 : 電話 : ()	孫 (歳) 住所 : 電話 : ()
孫 (歳) 住所 : 電話 : ()	孫 (歳) 住所 : 電話 : ()
孫 (歳) 住所 : 電話 : ()	孫 (歳) 住所 : 電話 : ()
孫 (歳) 住所 : 電話 : ()	孫 (歳) 住所 : 電話 : ()
孫 (歳) 住所 : 電話 : ()	孫 (歳) 住所 : 電話 : ()

この継続用紙は、申立人や後見人等候補者が本人の孫やひ孫だったり、本人の子がすでに死亡しているために、将来、本人の相続人になる立場の人(推定相続人)が孫やひ孫である場合など、本人の親族関係を明らかにするために使用してください(波線部分は、その親族関係が分かるように実践にしてください。)